

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 24 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22530041

研究課題名(和文) フランスにおける社会的民主主義概念の歴史的・制度的・実体的検討

研究課題名(英文) Historical, institutional, substantial studies of Démocratie sociale in France

研究代表者

多田 一路 (TADA Ichiro)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：00313453

研究成果の概要(和文)：

フランスにおいて社会的民主主義なる概念が成立するのは、フランス社会では労働組合のプレゼンスが大きく、その自律的活動が社会的な存在として認知されていることによる。また、このことは、社会保障が、国家の直営ではなく、当事者たる拠出者(すなわち労働者)の参画を通じて、相対的に自律して運営されることにつながる。社会的民主主義とは、このように、社会的な活動主体を基礎とした民主主義を指すと考えられる。

研究成果の概要(英文)：

In France, there is a notion of Démocratie sociale, because the labor union has a big presence and its autonomous activity is recognized as social existence. This leads to the relatively autonomous administration of social security not directly by the State but by participation of parties. Démocratie sociale means democracy that consists of those who are engaged in social activities.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	600,000	180,000	780,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総 計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：憲法学

科研費の分科・細目：法学、公法学

キーワード：フランス公法、社会的民主主義、paritarisme、社会保障、労使関係、社会的自治

1. 研究開始当初の背景

着想に至る経緯と社会的背景

80年代から90年代にかけての新自由主義の隆盛に対して、それが官僚主義とともに福祉国家をも批判する論調であったことから、申請者は、フランスを素材に、経済介入的国家でありながら官僚主義とは独自の路線の模索を検討する『現代市民憲法とディリジスム』(未公刊)を著し、同著は博士論文とし

て認められた。

一方、フランス・シラク政権からの新自由主義的な諸政策がいくつか現れ、それに対応するかのように、フランスにおいてフランス福祉国家を再検討する論考が現れたが、そのうちの一つが、ピエール・ロザンバロン(Pierre Rosanvallon)の“La nouvelle question sociale”(邦訳、北垣徹訳『連帯の新たなる哲学』)である。ロザンバロンは、「社

会的排除」と称される新たな問題状況に際して、「連帯」概念の再構築と、「社会的参入」政策の意義について論じていた。また、公法学者のミシェル・ボルジェット (Michel Borgetto) は、“*La notion de fraternité en droit public français*”で、フランスにおける「友愛」(fraternité)と、「連帯」(solidarité)との関係や、それらの理念に基づくフランスの社会政策、時代ごとにどちらの理念が優勢であったのか、などと論じていた。

上記博士論文では申請者は、主にミッテラン政権期の国有化政策における国有化企業の経営組織のあり方の公法上の意義について検討していたが、特にボルジェットの大著を読み、その組織のあり方は、社会保障分野での組織のあり方にも通ずるもののように思えたのである。

民主制に関わる研究動向と、本研究との異同

すでに政治的民主主義のあり方として、毛利透氏の研究『民主制の規範理論』があり、ハーバーマスに着想を得ている「公共圏」論に関する集団的研究として森英樹編『市民的公共圏形成の可能性』がある。後者の研究は、政治的民主主義を超える民主主義のあり方を模索するものとも読めるのであり、申請者が念頭に置く「*démocratie sociale*」は、この延長線上に位置づけられると考えられる。

申請者のこれまでの研究成果との関連と、本研究への手掛かり

そこで、申請者はこれまで、憲法学における社会的なものの扱われ方を検討（「改憲動向のなかの社会権の位置」、『新版 体系憲法事典』（の執筆担当箇所）「憲法学と新自由主義」）し、フランスにおける連帯の諸相と具体的な社会保障制度との関係（「連帯の仕組みと国家の役割」、「社会保障法制における国家の役割」）について、検討してきた。これらはいずれも、本研究が主たる目的とする「*démocratie sociale*」と密接に関係する問題であり、本研究の着想に至る研究であるとともに、本研究の手掛かりともなる問題であった。

2. 研究の目的

研究対象

概念の定義と絞り込み

本研究は、「*démocratie sociale*」の概念を明らかにしようというものである。この「*démocratie sociale*」は、まず、議会や議員を選ぶ選挙などをその代表的要素とする政治的民主主義とは区別される。一方、政治的な場面で使用される民主主義とは異なり、社会的な場面での「民主主義」や *démocratie* は、必ずしも制度とは直結しない、人々の社

会に対するアプローチの仕方や、社会政策の採用それ自体を意味する用語としても使われるが、本研究は、そのような抽象的ないし政策的なフィールドに目を配りつつも、それがどのようなシステムとして現れることになるのか、に絞って検討する。

何をどこまで明らかにしようとしているのか　析出されるべき民主主義のあり方

以上の、検討にかかる手掛かりになる概念として、これまでの申請者の研究の中から、paritarisme（労使同数代表）という理念が浮かび上がっている。この paritarisme は、フランスにおける社会保障事業が、歴史的には企業出資の共済として出発したことから、国家からの自律性を一つの特徴として持つこと、他方、戦後の労働運動の発展から、労働者参加の制度が当然視されていることなどから、社会保障事業運営の基本理念として形成されてきたものになっている。そして、昨今の新自由主義の台頭にあっても、これが崩されることはない。そしてこの理念に基づくしくみが、この事業分野における官僚主義の膨張を防ぐ効果を持っていることが分かっている。この知見を基礎に、それが「*démocratie sociale*」の概念とどのように関連付けられるのかを明らかにする。

したがって、検討対象となる素材は、主にフランスにおける社会保障のあり方や、具体的な社会保障制度、そしてそれを具体的に担う社会保障機関であり、さらにそこで採用されている利益代表システムである。なお、論者によれば、労使の団体交渉も「*démocratie sociale*」概念にかかる問題として取り扱う場合があるが、本研究はそれを直接対象とはせず、上記社会保障組織の運営に関わる場合にのみ取り扱うこととする。このためには、「*démocratie sociale*」とはどのような民主主義か、そこではどのような階層が代表されるべきか、代表者と被代表者の関係とその選出方法はどのようなものか、などということを明らかにする。

本研究の学術的特色など

従来憲法学で念頭に置かれている民主制は、あらゆる属性を捨象した個人を基礎に、そのような個人の多数の意思の一一致による政治の運用を意味していた（政治的民主主義）。このため、さまざまな利益や階層を代表する者で構成されるようなしくみは、民主制の本来のあり方ではない、と考えられてきた。本研究は、この考え方に対して、社会保障事業における利益代表システムが民主制の一つのあり方として位置づけられる可能性を具体的に検討するものであるが、このような課題設定は、これまでの憲法学には存在

しなかった。

しかし、本研究は、日本社会における現状として、各行政部門（特に社会保障部門）における官僚主義の存在を念頭において、これに対置する民主的コントロールのあり方として「社会的民主主義」が有効な制度となるのか、を探るための基本的な材料を提供するものになる。

従来の憲法学の枠組みにおける官僚主義批判は、国会議員の権力を強くするか、政治部門の長たる内閣総理大臣の権力を強化するか、という回答にしかならなかった。これらはいずれも財政的判断と政治的決断によって福祉国家を後退させる危険性を持つ。一方で、福祉国家＝行政国家（官僚国家）とする短絡的思考も存在するため、行政国家を批判するあまり、この点でも福祉国家を攻撃する危険性があった。社会保障事業が憲法で保障された社会権の実現手段である以上、そのような危険性は避けねばならず、一方で、官僚主義にならない方策を検討しなければならない。本研究は、この命題に対する導きの糸を示す意義を持つ。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者単独で行った。おもに文献研究と資料調査により行った。*démocratie sociale* の概念について、その制度的側面と、運用上の側面、の両面から検討した。そのための資料調査として、国内出張を行う一方、資料調査の一環として、フランス出張を行い、フランスの公法学者、社会保障組織の関係者などへのアンケートを行った。

検討結果の一部を、学会や研究会の場で報告を行った（4. 研究成果参照）。また、論文執筆を行った（5. 主な発表論文等参照）。内容としては、主に、フランスにおいて *démocratie sociale* という概念が、どのような具体的な内実（制度、その制度が採用される意味、運用（制度及び制度理念と乖離があるか否か）、法的効果、憲法上の根拠）を持って理解されているのかという点が中心となる。

2010 年度

研究テーマに関連する書籍の購入、雑誌論文等の複写等によって、資料収集を行った。出張による資料収集も行っているが、他のリソースによる出張の際に資料収集を兼ねたので、旅費の支出の必要がなかった。

9月に、「福祉国家における民主主義の調達」という研究報告（4. 研究成果参照）を、所属研究機関で行った。

研究成果の一部として、論文「フランスにおける社会的民主主義について」を発表した。

2011 年度

研究テーマに関連して、特に具体的に現れる制度や運用にかかる書籍の購入、雑誌論文等の複写によって、資料収集を行った。

具体的に現れる制度の一例として NPO を取り上げ、日本公法学会において、その可能性について検討する報告「国家作用における NPO の位置」を行った。この出張は、他の研究リソースによるものであり、旅費を支出していない。

さらに、フランスにおける社会的民主主義の法的側面に関連し、フランス憲法院の判例研究を行い、報告した。この出張も、他の研究リソースによる。

また、予算システムがどのようにになっているのかということと、社会的民主主義との関係について、論文「社会権的利益の実現のための予算の憲法的統制」（『現代における人権と平和の法的探求』日本評論社、所収）を発表した。

2012 年度

研究テーマに関連して、特に具体的に現れる制度や運用にかかる書籍の購入、雑誌論文等の複写によって、資料収集を行った。資料収集にあたって、フランスに渡航し、同国の公法学者等に聞き取りを行ったうえ、2012 年後半は、所属機関の学外研究制度を活用し、フランスに滞在して研究をつづけた。なお、学外研究期間は、2013 年 9 月までである。

主に、パリ第二大学のミシェル・ボルジェット教授から多くの知見を得た。

4. 研究成果

・研究報告「福祉国家における民主主義の調達」2010 年 9 月

本報告は、福祉国家（社会国家）は必然的に官僚主義に至るか？、という基本的な問題意識のもと、フランスという積極国家において、反国家管理主義と言えるような逆説的な状態が見られることを指摘し、経済社会環境評議会や各種社会保障における重要な当事者として労働者が描かれていること、そして、政治的民主主義以外の民主主義の場の可能性について論じた。

日本において、「民主主義」という言葉は常に政治的民主主義を指すが、このことによって、日本は過度に官僚主義に陥っていると考えられる。官僚主義の弊害を解決する方法は、必ずしも、国家の経済的介入を一切シャットアウトするという新自由主義的な対応だけではなく、その経済的介入において民主主義の場を設定する可能性を示唆することができた。

・研究論文「フランスにおける社会的民主主義について」2010 年 11 月

フランスで社会的民主主義という概念がどのように成立するのかについて、ジョルジュ・ヴデルとルネ・カピタンに拠って検討した。ヴデルはすでに第二次大戦直後の時点では、民主主義は政治的領域にとどまらないことを明言しており、また、カピタンは、国民に連帯の義務（具体的には拠出）が存在する以上、その同意を調達する必要性を指摘していた。フランスで保険方式をとる社会保障において、労働者の参加は、被保険者としての拠出者の同意の調達であり、同意の調達こそは民主主義に他ならない、ということが明らかになった。しかもこの場合の同意は、附合契約のように、強者たる一方の当事者が一方的に同意内容を他者に押し付けるものであつてはならない、とされる。

日本でも社会保障は保険方式で運営されているが、拠出者の参加は全く考慮されておらず、たとえば、日本年金機構は国による間接的支配が可能な構成となっている。民主主義を政治的民主主義に限定されてしまつてはならないために、拠出者を民主主義の当事者とする発想が出てこないのである。

・学会発表「国家作用における NPO の位置」
2011 年 10 月

国家がその活動を行う際に、NPO がどのように憲法上位置付けられるかを探った。

位置づけを与えるためには、まず NPO の定義づけをしなければならない。しかし、憲法上の位置づけに見合った定義づけが困難である。次に、国家との関係を検討する場合には、「権力抑制的な立憲主義的立ち位置からは、「協働」という観点のみから検討するわけにはいかず、国家の下請けではアウトソーシングの議論と同じであるため、その意義は見いだせない。

結局、民主主義の担い手として想定しようとする場合には、団体の強い任意性から、容易に NPO を持ち上げるのは危険であることを指摘しつつ、他方で、社会国家の新たな形態の可能性も見出しうることを指摘した。

・判例研究報告「公取引における競争原理の尊重」（『フランスの憲法判例』に、「競争の自由」として所収）2011 年 11 月

フランス憲法院の 2001 年 12 月 6 日の判決について検討を行った。

社会的な活動にかかる公取引に関し、社会的活動を担う組織に優先的に契約の相手方とすることができるように定めた法律を、憲法違反であるとした判決について、平等原則違反をより厳しく捉えていること、このことによって、自由競争原理により配慮した効果を持ったことを論じた。

日本においては、平等原則にかかる審査に当たって、学説上、二重の基準の考慮に入

れることが有力に唱えられているため、この点で、そもそも二重の基準論が確立していないフランス憲法判例との相違が見られるこことを指摘した。

そのほか、所属研究機関の学外研究制度を活用したフランスの長期滞在（2012 年 9 月～）によって、日本のそれとは異なるフランスの政治的社会的考え方を感じ取ることができた。それは、労働者が、佐高信氏のいう「社畜」になっておらず、自己の生活を自律的に営んでいる（労働者としての自覚的自律）こと、そのためにフランス社会において労働組合が相当大きなプレゼンスを発揮していることである。これは、フランスにおいて社会的民主主義を成立させるためにはとても重要な要素と言える。このために、フランスでは政治的民主主義とは異なる場面でも民主主義を追求するという発想が出てくるのである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

多田一路、国家作用における NPO の位置、公法研究、査読無、74 卷、2012、126-137

多田一路、フランスにおける社会的民主主義について、一橋法学、査読無、9 卷 3 号、2010、79-95

〔学会発表〕（計 1 件）

発表者名：多田一路、発表標題：国家作用における NPO の位置、学会名等：日本公法学会、発表年月日：2011 年 10 月 9 日、発表場所：名城大学（愛知県）

〔図書〕（計 2 件）

著者名：辻村みよ子・多田一路ほか、出版社名：信山社、書名：フランスの憲法判例、発行年：2013、担当ページ：148, 153-156, 166

著者名：市川正人・徐勝・多田一路ほか、出版社名：日本評論社、書名：現代における人権と平和の法的探求、発行年：2011、担当ページ：105-120

6. 研究組織

（1）研究代表者

多田 一路 (TADA Ichiro)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：00313453

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし